

# 会 議 録

会 議 名	令和4年度 第2回 山形市成年後見推進協議会		
開催日時	令和5年2月17日(金) 15:00～16:30		
開催場所	山形市総合福祉センター 2階 交流ホール		
主 催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課		
出席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授 豊田 正利  山形県弁護士会高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 金山 裕之  成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康  山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭  山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎  山形さくら町病院 副院長 横川 信弘  山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 山本 元  山形県知的障がい者福祉協会 會田 雄  山形市地域包括支援センター権利擁護部会 代表 宇野 みなみ  山形市障がい者自立支援協議会 横沢 卓也  NPO 法人やまがた市民後見サポートセンター 理事長 千葉 一成  山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 佐藤 敦宏  (代理：主査 大瀧 淳史)</p> <p><b>【オブザーバー】</b></p> <p>山形家庭裁判所 訟廷管理官 加藤 豊樹</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>&lt;山形市福祉推進部&gt;</p> <p>山形市福祉推進部長 浅野 優歩 (欠席)  福祉推進部次長(兼)長寿支援課長 松浦 雄大  長寿支援課 保健福祉計画総括主幹(兼)課長補佐 阿部 伸也  長寿支援課 ようご支援係長 進藤 義悦  長寿支援課 ようご支援係 主任 大貫 拓哉  長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 近江 十賢  福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長 丹野 俊郎  障がい福祉課 課長補佐(兼)障がい福祉第二係長 海和 弘信  障がい福祉課 障がい福祉第二係 主幹 青山 香織  障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事 菊地 慎平</p> <p>&lt;山形市社会福祉協議会/山形市成年後見センター&gt;  常務理事 中村 広志</p>		

	事務局長 地域福祉課 権利ようご係長 地域福祉課 権利ようご係 主任 地域福祉課 権利ようご係 主事 地域福祉課 権利ようご係 主事	佐藤 貴司 鈴木 裕美 児玉 和行 常川 光 土屋 道生 (欠席)
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0人	
傍聴した記者数	0人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 近江 十賢	

## 1 開会

## 2 会長挨拶

限られた時間の中であるが、忌憚のないご意見、ご助言をいただき、成年後見制度利用促進に向けた意義のある会議にしていきたい。

## 3 自己紹介

※民生委員児童委員の改選に伴い委員に就任した山本委員より。

※ これより「次第4. 報告」及び「次第5. 協議」の議長を会長が務める。

## 4 報告

(1) 中核機関（山形市成年後見センター）の活動状況

○事務局より資料1に沿って報告。

**質問**：委員

市民後見人名簿登録が昨年度3名から今年度7名に増えた理由は何か。

⇒**回答**：事務局

市民後見人の名簿登録や受任者数増加の取り組みの結果と思われる。受任者調整の場面においても、まずは市民後見人の受任が可能かどうかという視点を持って協議している。今後も引き続き受任者増加に取り組みたい。

※第一回会議以降の各団体・機関の活動状況について、リーガルサポート山形及び山形県知的障がい者福祉協会から報告

委員：

コスモス成年後見サポートセンターという行政書士で組織する団体があり、成年後見制度に関する研修会を行っている。今後は会の周知活動にも力を入れていきたい。

委員：

他団体と共催で意思決定支援についてのセミナーを開催した。成年後見制度に関わる部分では、置賜

成年後見センター所長に講師を依頼し、学びを深める機会になった。

(2) 成年後見制度利用促進リーフレットによる周知状況

○事務局より資料2に沿って報告。

**意見**：委員

山形市民後見サポートセンターでは、自分でも書ける遺言書作成という講演会を開催した。その中で、法務局作成のチラシや、成年後見制度利用促進リーフレットを参加者に配布した。

5 協議

(1) 令和5年度山形市成年後見制度利用促進取組（案）について

○事務局より資料3に沿って報告。

**質問**：委員

山形県内において山形市は先進的な取り組みを行っている。山形市成年後見制度利用促進基本計画を山形市高齢者保健福祉計画の中に位置づけているという説明であった。しかし、成年後見制度の利用者対象者には高齢者の他に障がい者もいる。市町村の申立ての状況を鑑みても、高齢者が中心となる事は承知しているが、成年後見の考え方や権利擁護の支援を障がい福祉分野の計画にどのように取り入れる予定か。

⇒**回答**：事務局

山形市障がい福祉課でも令和6年度からの障がい福祉計画を作成する予定。その中でどのように盛り込んでいくか検討を始めた。

**意見**：委員

13ページの地域連携ネットワークの強化の部分で、山形市では、町内会長・民生委員・福祉協力員で三者懇談会を地域ごとに開催している。三者以外の様々な役員が出席する地域もあるため、情報提供を効果的に行うことができると思う。

⇒**回答**：事務局

三者懇談会から広がりを持たせるという視点も加え、取組を展開したいと思う。

**意見**：委員

地域包括支援センターでは、後見申立てにつながるような相談や、漠然と将来についての不安があつて相談に来所された方に、リーフレットや後見センターのパンフレットを活用している。今年度の権利擁護部会では、もしもシートという支援者不在の方に対する意識啓発を目的としてツールを作成した。活用をしていく中で、任意後見制度を考えている方や判断力が不十分と思われる方もいるため、後見制度に関する包括支援センター職員のスキルを高めていく必要があると感じている。

**質問**：委員

周知・広報における成年後見制度に関する出前講座について、生活支援コーディネーターは関連しているのか。

⇒**回答**：事務局

地域を対象とした出前講座に関しては基本的に成年後見センターで対応している。生活支援コーディネーターについては、担当地区の高齢者の困りごとに関して相談を受け、支援策を地域住民と検討していくのが役割。地域ごと課題が違うため、成年後見制度が必要と思われる地域の情報を、生活支援コーディネーターから地域包括支援センター・成年後見センターに共有してもらうような連携になる。

**意見**：委員

周知広報について、SNS を活用する方法はどうか。例えば裁判所にある申立て用 DVD を参考に、成年後見制度の仕組みや報酬助成事業、専門職派遣事業などを YouTube で配信する方法もあるのではないか。相談業務でも、LINE などの SNS を活用して相談を受け付けるのはどうか。高齢者の方にはなかなか厳しい部分もあるが、精神障がいのある方の中には SNS を利用している方も多いため検討していただきたい。

⇒**回答**：事務局

山形市としても SNS ツールの活用を推進しているため、相談受付も含め周知・広報の方法を検討したい。

**意見**：委員

山形県弁護士会では、中核機関自体が法律関係の相談に対して、悩みを抱えているのではないかと考えている。そのようなニーズがあれば、弁護士等の専門職に相談するという体制づくりに協力したい。

⇒**回答**：事務局

ご提案ありがとうございます。

**意見**：委員

自立支援協議会では、障がいをお持ちの方の相談支援について情報交換をしている。それぞれの事業所で個別のケース対応をしているが、複雑なケースが増えてきている。例えば、介護状態の両親と、障がい疑われる引きこもりの子が同居し、両親の年金だけで生活している世帯。まるごと相談や生活サポート相談と連携し対応しているが、家族や個人の財産について悩むこともあるため後見制度の活用を視野に入れ成年後見センターとも連携していきたい。

⇒**回答**：事務局

非常に複雑なケースの相談が多くなっている。支援のひとつとして成年後見制度の活用が必要となれば、成年後見センターへ相談してほしい。

**意見**：委員

成年後見制度利用促進にあたって、山形市での取り組みは市民後見人に関する事業が充実している印象である。広報活動や相談対応などで成年後見制度のことを理解する人が地域に増えることは適切な成年後見制度の利用促進につながっていくことにもなる。市民後見人の募集について、講習を受ける方は成年後見制度にはじめから興味関心のある方が多いと思う。それ以外の層にも働きかける募集方法にも力を入れていく必要がある。

⇒**回答**：事務局

今年は昨年と比較し、市民後見人養成基礎講習の受講者数は増加している。市報やホームページ、Facebook へ募集記事を掲載しているが、募集の方法については再検討していく。

意見：委員

行政書士も任意後見の業務で活動することがある。また、相続関係の知識もあり総合的な相談も受け付けている。そのため、成年後見制度についても三士会をはじめとした専門職の協議の場に、行政書士会も参画できればと考えている。

⇒回答：事務局

専門職団体との協議の場へ参画について、方法やあり方を含め情報収集を行い検討していきたい。

意見：委員

専門職派遣事業は、後見業務中に相続をはじめとした法律問題や身上保護に関する課題が生じた際に支援チームで検討し、後見人等が対応に困ることがないように適切な専門職に繋ぐことができる良い事業である感じている。

実績を見ると、令和3年度5件、令和4年度は1件と落ち着いている。利用者増に繋がるよう周知を凶っていただきたい。また事業について修正改善があれば、一緒に協議していければと思う。

⇒回答：事務局

利用件数増に繋がるよう周知方法について検討していきたい。また、事業の改善が必要になった際は協力をお願いしたい。

意見：委員

山形市で作成したリーフレットの配布先について、当事者団体である認知症の方と家族の会や、認知症カフェという交流拠点への配布も成年後見利用促進に繋がるのではないかと。本人にも情報が届くようにしていただくのが良いのでは。

⇒回答：事務局

来年度もこのリーフレットを作成する予定であり、配布団体の要望に応えていきたいと思う。また、委員からいただいたご意見や情報についても反映させていきたい。

意見：委員

民生委員が成年後見制度について知識を深めていくためには、成年後見制度についての出前講座・勉強会を積極的に受講していく必要がある。日常生活で成年後見という言葉あまり聞かないからこそ、民生委員自身が認識と理解を深め、地域住民への周知に繋げていきたい。

意見：委員

山形市で作成したリーフレットは非常に見やすく素晴らしいと思う。しかし、数に限りがあるので、スマートフォンやタブレットを活用したQRコードによる情報発信をすることで、幅広い層に目にしてもらえるように思う。また、後見人がついている患者も増えてきていることから制度が機能しているように感じる。後見制度や医療にも関わりのない方に対する支援についても考えていきたい。

⇒回答：事務局

QRコードを活用した周知、時代に合った周知方法を検討したい。

(2)「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しについて

○事務局より資料4に沿って報告。

特に質問、意見なし

(3)その他

**意見**：オブザーバー

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進という視点においては、裁判所は司法という立場で参画し、ネットワークの機能強化に向けて連携しながら、相互理解を深めて取り組んでいくということが重要であると認識している。

また、市民後見人の活用について山形市、山形市社会福祉協議会と協議している。山形市は県内でも先駆的に取り組んでいるため、これまでに培われたノウハウ等を他の市町村に広げて頂けると、県内全体の後見制度の理解や推進にも繋がっていくと考えている。

8 閉会